

平成 30 (2018) 年度

日本労働組合総連合会栃木県連合会の
2018～2019年度県施策に関する
「政策・制度要求と提言」に対する回答書

栃木県

目 次

番号	項目	ページ
I	雇用の安定と公正労働条件の確保	
1	雇用の安定と雇用対策の強化	1~8
2	雇用における男女平等と女性活躍の推進	9~13
II	すべての世代が安心できる社会保障制度の確立	
1	2025年に向けた社会保障の姿	14
2	良質な地域医療の確立	15~18
3	地域包括ケアシステムの構築	19
4	介護労働者の処遇改善と利用者の状態に応じた介護サービスの安定的な供給	20~21
5	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	22~25
III	持続可能で健全な経済の発展	
1	地域産業への支援強化	26~32
2	県財政の健全化	33~34
3	安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の推進	35~38
IV	社会インフラの整備・促進	
1	安心・安全な社会とまちづくりの推進	39~46
V	くらしの安心・安全の構築	
1	食料自給力向上と農林水産業の産業基盤強化・育成	47~51
2	健全な消費社会の実現に向けた消費者政策の推進	52~54
VI	民主主義の基盤強化と県民の権利保障	
1	住民の積極的な県政参画に向けた議会改革と仕組みづくり	55
2	地方行政事業レビューの実施	56
3	質の高い公共サービスの提供と公正ルールの確立	57~58
4	公正・公平な公務労働の実現	59~61
5	教育環境の質的向上	62~67

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 I 1 (1) 雇用の安定と雇用対策の強化</u></p> <p>中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業「働き方改革推進支援センター」は、①非正規雇用労働者の待遇改善、②過重労働を防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた労働時間制度の構築や生産性向上による賃金の引き上げ、③人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善、④業種の特性に応じた業務プロセス等の見直しによる人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談など、総合的な支援を目的に推進している。については、県として関係機関や市町と連携の上、県内の状況や成果・課題を踏まえ取り組むこと。</p>
回 答	<p>県ではこれまで、働き方改革の推進に向けて「とちぎ公労使会議」で平成28年3月に採択した協働宣言の着実な実現を図るため、公労使各分野での継続的な取組を通じ、長時間労働の是正や女性の活躍推進等に向けた連携を深めるとともに、働き方改革シンポジウムの開催や、働きやすい職場環境づくりのための啓発活動を実施してきたところであります。</p> <p>今年度は、働き方改革に関する取組を更に強化するため、働き方改革の理解促進セミナーの開催や、栃木労働局が設置した栃木県働き方改革推進支援センターと連携した無料相談会の実施、専門家による働きやすさの診断、改善に向けた助言など、企業の取組状況に応じたきめ細かな施策の展開により、魅力ある職場づくりを支援しております。</p> <p>今後とも、栃木労働局をはじめ公労使各分野の関係機関と連携しながら、県内企業・事業所における働き方改革が推進されるよう取り組んで参ります。</p>
	<p>(産業労働観光部 労働政策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 I 1 (2) 雇用の安定と雇用対策の強化</u></p> <p>すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、青少年の雇用の促進等に関する指針を踏まえた労働条件の的確な明示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供、正社員転換の促進、「とちぎ若者サポートステーション」の機能強化等を行うこと。また、若者が安心して働き続けられる職場環境の整備として求人トラブルの対応と法改正を含む対策が必要なため、学校等における労働教育カリキュラム化として、働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任、国際労働機関、経済状況や雇用問題に関する知識を活用できるよう推進すること。</p>
回 答	<p>県では、新規学卒者をはじめとする若者の採用に際して、的確な労働条件の明示や職場情報の積極的な提供等について、経済団体に要請を行っております。</p> <p>また、「とちぎ若者サポートステーション」などの関係機関で構成する「若者自立支援ネットワーク会議」に、今年度、新たに県内6カ所の「障害者就業・生活支援センター」を構成員に加え、若者の職業的自立支援に向けた連携の強化を図っております。</p> <p>さらに、高校生等に対しましては、各労政事務所において、労働講座を実施しており、ワークルールや労働安全衛生等働く上で必要な知識の習得に努めております。今後とも栃木労働局や教育機関と連携し、より効果的にワークルール教育が実施できるよう努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(産業労働観光部 労働政策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 I 1 (3) 雇用の安定と雇用対策の強化</p> <p>現在、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病やメンタルヘルス不調など、長期にわたる治療を必要とする疾病によって休業を余儀なくされる労働者が増加している。また、これらの疾病にかかった労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができなかったり、疾病に対する労働者自身の理解不足や職場の理解・支援不足などによって離職にいたってしまう場合もある。</p> <p>については、長期にわたる治療が必要な疾病を抱える労働者が、疾病に対する労働者自身の理解不足や職場の理解・支援不足などによって離職したり、業務によって疾病を増悪・再発させず、適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境をつくることが重要であることから、「病気の治療と職業生活の両立支援」に向けて、企業などの理解促進をはかり、相談支援体制の充実に取り組むこと。</p>
回 答	<p>「病気の治療と職業生活の両立支援」については、治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、昨年7月に栃木労働局、県、労働者団体・経済団体、その他関係団体等で構成される栃木県地域両立支援推進チームを設置し、栃木県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の連携を図っていくこととしております。</p> <p>県では、治療と仕事の両立についてまとめたリーフレットの配布等により、企業等の理解促進に取り組んでおります。</p> <p>また、とちぎ難病相談支援センター及び県内9カ所のがん相談支援センターにおいて、難病患者やがん患者の就労に関する相談等を実施するとともに、各労政事務所において、病気に悩む方の相談を含めた、労働問題全般に関する労働相談や産業カウンセラーによる「働く人のメンタルヘルス相談」を実施しております。</p> <p>今後とも、栃木労働局等の関係機関と連携を図りながら、「病気の治療と職業生活の両立支援」に取り組んで参ります。</p>

(産業労働観光部 労働政策課)

(保健福祉部 健康増進課)

(重点項目回答様式)

要求 と 提 言	<p>番号 I 1 (4) 雇用の安定と雇用対策の強化</p> <p>「障害者雇用促進法」の定める差別禁止と合理的配慮の義務化から1年が経過し、2018年4月からは法定雇用率が2.2%に引き上げられるなど、障がい者雇用のより一層の促進と安定が求められていることから、栃木労働局や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携をはかり、就業体験の場の提供や職業訓練を推進し就労支援をはかること。さらには、とちぎジョブモールでの専門相談などの取り組みを強化すること。</p> <p>また、精神障がい者の雇用義務化等に向けた、法定雇用率未達成企業を対象にした個別コンサルティング事業を拡充し、障がい者の雇用の促進をはかること。</p>
回答	<p>県としては、「障害者雇用促進法」の趣旨に基づき、引き続き関係機関と連携を図り、就職を希望する障害ある方の就労促進に向け取り組んで参ります。</p> <p>なお、精神障害者の雇用義務化に向け、栃木労働局と連携して本年2月及び3月に「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施し、県内経済5団体に対し、精神障害者雇用促進への協力を要請したところであり、個別コンサルティング事業につきましても、精神障害者の雇用を検討している企業を対象に取り組んでいるところです。</p> <p>(産業労働観光部 労働政策課)</p>
答	

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 I 1 (5) 雇用の安定と雇用対策の強化</u></p> <p>中小企業労働者の退職金確保のための「中小企業退職金共済制度」の交付制度がない市町に対し、独自の補助制度の新規導入をはかるよう働きかけを強化すること。また、ホームページやメールマガジンなどを活用した、自治体の更なる普及・加入促進の拡大をはかること。(現行、宇都宮市、足利市、佐野市、小山市、那須塩原市、鹿沼市、那須町のみ交付制度あり)</p>
回 答	<p>独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業において、従業員の福祉の増進等に寄与するものであります。</p> <p>県では、中退共制度の普及及び加入促進について、ホームページやメールマガジン等を通じて普及を図るとともに、市町独自の補助制度についても、導入市町をホームページにおいて紹介するとともに市町に対しては新規導入や更なる充実の検討を引き続き働きかけて参ります。</p>
答	(産業労働観光部 労働政策課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 I 1 (6) 雇用の安定と雇用対策の強化</u></p> <p>働き方改革の一環として、ＩＣＴを活用したテレワーク勤務制度の導入は、時間的制約のある就労者の柔軟な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの向上、子育てや介護等を理由とした離職の抑制、高齢者や障がい者等の就職機会の拡大による労働力の確保などが期待されるが、企業での導入や就労者における認知度は十分に進んでいるとは言い難い状況であることから、企業や労働者等への周知徹底をはかり、推進・拡大に向け取り組むこと。</p>
回 答	<p>多様な働き方の選択肢の一つである在宅勤務、モバイルワーク、そしてサテライトオフィス勤務といったテレワークは、ワーク・ライフ・バランスの推進、労働生産性の向上、更には優秀な人材の確保等に資するものであり、働き方改革を進める上で効果的と考えられます。</p> <p>特に、育児や介護中の方や高齢者、障害者といった一定の制約のある方にとって、テレワークの導入は、就労の機会を増やすとともに、企業にとっても有能な人材の離職防止や災害発生時の事業活動の継続等といったメリットが挙げられます。</p> <p>県におきましては、パンフレットの作成・配付等によりテレワークの普及啓発を図るとともに、関係機関と連携し、県内企業等に対して、テレワークの取組が一層推進されるよう周知等に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(産業労働観光部 労働政策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 I 1 (7) 雇用の安定と雇用対策の強化</p> <p>仕事と子育て・介護の両立支援の取り組みとして、会社や組織にとって大切な人財を、子育てや介護で離職させることのないよう、県内各市町及び企業と連携し、国や県などの各制度の周知・活用促進に努め、離職防止に努めること。</p>
回 答	<p>県では、仕事と家庭の両立ができる環境の整備、離職防止及び就業継続の取組を支援するため、育児・介護休業法等の内容や企業の取組事例等をまとめたパンフレットの作成・配付、メールマガジンの発行及びホームページへの掲載等により周知を図るとともに、仕事と家庭の両立応援宣言企業普及事業（いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言）の実施等により、企業による取組の支援に努めております。</p> <p>また、国の仕事と子育て・介護の両立を支援する助成金についても、メールマガジン及びホームページへの掲載等により周知を図っております。</p> <p>引き続き、栃木労働局等の関係機関と連携しながら、仕事と家庭の両立ができる労働環境の整備に努めて参ります。</p>
	<p>（産業労働観光部 労働政策課）</p> <p>県では、官民協働によるとちぎ女性活躍応援団を設立し、女性活躍を推進する企業の参加を呼びかけるとともに、女性の活躍推進や働き方の見直し等に積極的に取り組む企業を「男女生き活き企業」として認定・表彰しております。また、ワーク・ライフ・バランスの必要性を学ぶ講座や男性の育児・介護への参画を促す講座等を開催するほか、起業を目指す女性向けの体験型事業や就職に関する相談等を実施しております。</p> <p>（県民生活部 人権・青少年男女参画課）</p> <p>市町と連携し、保育を必要とする児童数を見込んだ上で、保育所等の受入枠を増やしていくとともに、保育士修学資金貸付やとちぎ保育士・保育所支援センターの活用等による保育士確保策を講じるなど、引き続き保育環境の充実に努めて参ります。また、就</p>

(重点項目回答様式)

学児童が放課後などを安全・安心に過ごすための「放課後児童クラブ」の整備を支援するとともに、放課後児童支援員認定資格研修等を実施し、人材育成や資質向上に努めて参ります。

(保健福祉部 こども政策課)

回

答

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 I 2 (1) 雇用における男女平等と女性活躍の推進</u></p> <p>職場におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、パタニティハラスメント、L G B T をはじめとする性的指向・性自認に関するハラスメント）の防止措置として、県内各労政事務所における各事業所に対する周知・指導や被害者への配慮などを含め、現状と課題を踏まえ栃木労働局等の関係機関と連携をはかり取り組むこと。</p>
回 答	<p>県では、各労政事務所において、職場におけるハラスメント対策を含め、労働問題全般に関する労働相談に応じ、適切な助言を行うとともに、相談内容に応じて、男女雇用機会均等法等を所管する栃木労働局等の窓口を紹介しております。</p> <p>また、各労政事務所において、各事業所を個別に訪問し、相談体制の整備や事後対応等の事業主の雇用管理上必要な対策の周知を含め、ハラスメントのない職場づくりのための要請を行っております。</p> <p>今後とも、栃木労働局等の関係機関と連携を図りながら、ハラスメントのない職場づくりの推進に取り組んで参ります。</p>
	(産業労働観光部 労働政策課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 I 2 (2) 雇用における男女平等と女性活躍の推進</u></p> <p>社会的弱者に対するあらゆる暴力(パートナーからの暴力(DV)、性犯罪、売買春、ストーカー行為など)を根絶するため、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター」などを中心に、社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。また、暴力被害者女性のための一時保護、相談への対応、自立へ向けたサポートなど民間団体によって運営されている「民間シェルター」の現状を踏まえた支援を強化すること。</p>
回 答	<p>性犯罪・性暴力被害者の総合相談窓口として、平成27年7月に開設した「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）」において、被害者のニーズに応じた各種支援を行うとともに、被害者の置かれている現状や支援の必要性に対する理解を深めるため、性暴力について考える講演会を開催するなど、周知活動等に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、関係機関等と緊密に連携しながら、暴力を許さない社会風土の醸成や被害の潜在化防止のための啓発活動、被害者の支援の充実に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(県民生活部 くらし安全安心課)</p>
	<p>県では、毎年、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、広く県民を対象とした講演会の開催やポスターの掲示、パープルリボンを活用した啓発事業を実施しているほか、教育委員会と連携して、学校への出前講座や教員を対象とした研修会の開催により、女性に対する暴力を許さない環境づくりを推進しています。</p> <p>また、民間支援団体と連携してDV被害者等の自立を支援するため、DV被害者等の心理的ケアや生活面のサポート等を実施するなど被害者に寄り添った支援に取り組んでおります。</p> <p>さらに、今年度、DV被害者等地域支援サポート制度を創設し、養成講座を修了したサポート23名を新たに登録し、市町や民間支援団体等と連携して、DV防止・早期発見の普及啓発や地域での寄り添った支援を行うこととしており、DV被害者等の支援の充実を図って参ります。</p> <p style="text-align: right;">(県民生活部 人権・青少年男女参画課)</p>

(重点項目回答様式)

DVやストーカー事案の保護対策については、110番通報に備えた電話番号登録、一時避難場所の確保、防犯カメラの活用等のほか、加害者に対するカウンセリングや治療の受診を促すアプローチを実施するなど、被害防止に努めております。

(警察本部 生活安全企画課)

回

答

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 I 2 (3) 雇用における男女平等と女性活躍の推進</u></p> <p>「とちぎ男女共同参画プラン【四期計画】（2016～2020年度）」の進捗状況や課題を踏まえ、女性が働きやすい職場環境を整備するため、企業の職場環境の改善を図り、働き方改革促進に向けたセミナーや無料相談会などの開催、環境改善に取り組む企業への支援に取り組むこと。</p>
回 答	<p>県では、とちぎ男女共同参画プランに基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進や働く場における女性の活躍促進に取り組んでおります。</p> <p>その取組の中心となる「とちぎ女性活躍応援団」の登録企業・団体数は692件（H30.8.10現在、平成32年度目標1,000件）と順調に進捗しております。一方、女性の活躍や働き方の見直しに積極的に取り組む「男女生き活き企業」の認定数は、24社（H30.8.10現在、平成32年度目標100社）とやや遅れている状況にあります。</p> <p>今後も「とちぎ女性活躍応援団」への登録を促すとともに、実践的な取組の効果が期待できる「男女生き活き企業」の認定を増やし、さらに、優れた取組を行う企業を表彰して広くPRすることで、女性が働きやすい職場環境の整備や改善の取組を企業に働きかけ、また、これらの企業への支援に努めて参ります。</p>
	<p>（県民生活部 人権・青少年男女参画課）</p> <p>県では、今年度は、働き方改革に関する取組を更に強化するため、労働局や労使団体との協働体制により、働き方改革の理解促進セミナーの開催や、無料相談会の実施、専門家による働きやすさの診断、改善に向けた助言など、企業の取組状況に応じたきめ細かな施策の展開により、魅力ある職場づくりを支援しております。</p> <p>また、女性の県内企業への就職と定着を促進するため、今年度は、女性活躍推進法に基づく女性の活躍推進の取組が優良な企業に与えられる「えるぼし」認定の取得や、一般事業主行動計画策定に取り組む中小企業等を支援する助成制度を創設するとともに、公労使各分野の協力を得ながら周知と働きかけの活動を広く展開し、女性が生き生きと活躍する職場づくりを推進しているところです。引き続き、女性が働きやすい職場環境</p>

(重点項目回答様式)

づくりに取り組んで参ります。

(産業労働観光部 労働政策課)

回

答

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 II 1 (1) 2025年に向けた社会保障の姿</u></p> <p>日本の社会保障給付については、すべての団塊の世代が75歳を超える2025年には150兆円となることが想定される。一方で制度を支える現役世代は減少し、社会保障制度に対する将来不安は増大している。本県においては、人口減少に歯止めをかけ、地域の活力維持を目的として「とちぎ創生15戦略」（2015～2019年度）を策定し、取り組みを進めているが、社会保障制度を全世代で支えるために地域共生社会の実現に向けて、少子化対策のほか、元気な高齢者を増やし、地域社会へ参加できる仕組みづくりに取り組むこと。</p>
回 答	<p>県では、喫緊の課題である人口減少問題の克服と将来にわたる地域の活力の維持を目指すため、平成27年10月に栃木県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」である「とちぎ創生15戦略」を策定し、子育て支援の充実や健康長寿の推進等に取り組んでおります。</p> <p style="text-align: right;">(総合政策部 総合政策課)</p> <p>結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を通じ、結婚の希望をかなえ、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに引き続き取り組んで参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 こども政策課)</p>
	<p>元気で活動的な高齢期を過ごせるよう、引き続き、高齢者自らが行う健康づくりや介護予防の取組を推進するほか、社会貢献活動から就労まで、多岐にわたる高齢者の社会参加ニーズに対応する「とちぎ生涯現役シニア応援センター（ぷらっと）」の運営や、市町と連携を図りながら身近な地域で活動するシニアサポーターを養成すること等により、高齢者が培ってきた知識や経験を生かして社会参加できる環境づくりに取り組んで参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 高齢対策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 II 2 (1) 良質な地域医療の確立</u></p> <p>県民の命に関わる地域医療提供体制をより充実させるため、①地域・診療科ごとに偏在なく医師を確保すること、②「とちぎ医療勤務環境改善支援センター」の能動的な働きかけを促進するとともに、医師や看護師が妊娠、出産・子育て、介護等で離職することなく働き続けることが出来る職場環境づくりを進めること、③在宅医療提供体制の充実と県民の理解促進に努めること。④休日・夜間診療の拠点を拡充すること。</p>
回 答	<p>① 県では、医師確保や医師偏在等の解消に向け、医師修学資金貸与事業や医学部地域枠の設置による医師の養成、臨床研修医確保など医師の定着の取組に努めているところです。また、医師の配置にも関連する新たな専門医制度への対応や県養成医師派遣等の運用に当たり、栃木県医療対策協議会やとちぎ地域医療支援センター運営委員会等で地域の関係者と十分協議しながら、地域で必要とされる医療提供体制が確保されるよう取り組んで参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 医療政策課)</p>
	<p>② 医療従事者の勤務環境の改善については、平成27年度から「とちぎ医療勤務環境改善支援センター」において、各医療機関の行う取組の促進を図るため、相談窓口の設置、アドバイザーの派遣、研修会の開催等に取り組んできたところであり、モデル事業等を通して、引き続き医療機関への積極的な働きかけを行って参ります。</p> <p>看護職員の離職防止については、新人看護職員の離職防止を図るため、新人看護職員や就職後2～3年目の看護職員、研修責任者等を対象とした新人看護職員応援研修に取り組むほか、医療機関等が自らが行う新人看護職員を対象とした研修経費の一部助成を実施しています。また、仕事と育児の両立を支援するため病院内保育所の運営費の一部を助成しています。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 医療政策課)</p> <p>③ 在宅医療提供体制の充実については、多職種連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供できる体制を構築するため、在宅医療に対する理解促進、人材育成のための医師</p>

(重点項目回答様式)

を対象とした研修会や連絡会の開催、多職種の連携体制構築のための機能別研修会の開催等を行っております。

また、在宅療養に係る普及啓発用パンフレット等を通して、更なる県民理解の促進を図って参ります。

(保健福祉部 医療政策課)

回

④ 休日・夜間診療の拠点については、市町や医師会の協力のもと、限りある医療資源を有効に活用し、休日夜間急患センターの整備・運営等を支援するなど、初期救急医療体制の充実・強化に努めています。

(保健福祉部 医療政策課)

答

(重点項目回答様式)

要求 と 提 言	<p>番号 II 2 (2) 良質な地域医療の確立</p> <p>生涯を通じた健康的生活の支援として、幼児教育段階も含め、すべての世代に理想的な生活習慣づくり（改善）や健康づくりの重要性を周知し、行政、保険者、事業主、マスコミ、教育機関、N P O、労働組合など、県全体で心身の健康維持・増進に向けた「健康長寿とちぎづくり」運動の取り組みを加速するとともに、健康格差を是正する施策を講じること。また、「健康長寿とちぎ応援企業」「健康経営宣言」への企業登録数の増加をはかること。</p>
回答	<p>県では、県民一人ひとりがその居住する地域にかかわらず、心身ともに健やかに歳を重ねていくことができるよう、市町、関係団体等と連携し、子どもから高齢者までの各ライフステージに応じた「健康長寿とちぎづくり県民運動」を推進しているところです。</p> <p>しかしながら、昨年度実施した「とちぎ健康21プラン（2期計画）」の中間評価では、特に働く世代における食や運動等に関する生活習慣の悪化や、市町の健康寿命の差異等が認められました。</p> <p>このため、今後は、青年・壮年層の働く場である企業や団体に対し、「健康長寿とちぎ応援企業」等の県民運動への積極的な参画をお願いするとともに、これまで取り組んできた「身体を動かそうプロジェクト」と「脳卒中啓発プロジェクト」の2つの重点プロジェクトに加えて、食生活の改善を目指す「食べて健康！プロジェクト」を新たに設定し、教育機関等とも連携して、子どもの頃からの生活習慣づくりを推進していくこととしています。</p> <p>また、市町ごとの生活習慣等の統計データを「見える化」して提供することにより市町の健康づくりを支援するほか、協会けんぽとも連携して「健康経営宣言」に取り組む企業の増加を図り、企業等における健康づくりの普及啓発を進めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 健康増進課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 II 2 (3) 良質な地域医療の確立</u></p> <p>「第3期医療費適正化計画」の着実な実行と、頻回受診や重複投与の是正、後発医薬品の使用促進に積極的に取り組むこと。</p>
回 答	<p>「栃木県医療費適正化計画（3期計画）」では、特定健康診査等実施率の向上のほか、新たに糖尿病重症化予防や医薬品の適正使用等について目標を設定し、取組を推進することとしており、目標の達成状況を把握するため、毎年度、進捗状況を管理し、必要に応じて施策等の見直しを行うなど、より効果的な取組を推進して参ります。</p> <p>医薬品の適正使用への取組につきましては、県民に対して、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師・薬局の更なる普及を図るなど、適正受診・適正服薬を促す取組を行うとともに、後発医薬品の普及啓発や品質の信頼性の確保など、安心して後発医薬品を選択するための環境整備を図って参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 薬務課)</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 国保医療課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 II 3 (1) 地域包括ケアシステムの構築</u></p> <p>重度な要介護状態となっても住み慣れた地域でくらすことができるよう、医療・介護・生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、①介護にかかる総合的な調整・統制役としての地域包括支援センターが機能を発揮できるよう、十分な財政支援と専門性を持った多様な担い手の確保、業務の効率化等について運営主体を支援すること。②生活支援コーディネーターは、地域でくらす元気な高齢者の参画も含め住民の中から選定できるように、県民への理解促進に向けて、様々な広報ツールによる周知啓発を行うなど、養成に向けた自治体の取り組みを支援すること。</p>
回 答	<p>① 地域包括支援センターの機能強化に向け、引き続きセンター職員を対象とした研修を実施し、資質の向上を図って参ります。また、介護保険法の改正によりセンター及び市町が自ら事業の実施状況を点検・評価することになったことから、円滑な評価の実施と評価結果を踏まえた市町における体制整備の取組を支援して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 高齢対策課)</p> <p>② 生活支援体制については、地域の関係者の理解と生活支援コーディネーターの養成が重要であることから、実施主体である市町や活動の中核となる社会福祉協議会と連携し、事業の理解促進と生活支援コーディネーターの養成に取り組んで参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 高齢対策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 II 4 (1) 介護労働者の処遇改善と利用者の状態に応じた介護サービスの安定的な供給</p> <p>介護労働者の労働条件や職場環境の改善に向けて、①事業主が介護職員処遇改善加算を算定していることに介護労働者へ周知を徹底すること、②介護労働者のモチベーションを高めるキャリアアップの仕組みや、働きがいのある職場づくりを推進し、介護職のイメージを向上すること。③職場での人間関係悪化などによる離職も多いことから、社会福祉法人など事業主に対して改正社会福祉法の内容や労働安全衛生、労務管理の意識向上につながる研修会の開催や指導に取り組むこと。</p>
回 答	<p>① 介護職員処遇改善加算を取得している事業者に対しては、日頃から実地指導等において、介護職員の賃金改善が適正に実施されるとともに、その内容が介護職員に周知されるよう指導を行っております。</p> <p>今後も、事業者に対して、適正な運用が図られるよう指導し、労働環境の向上に努めて参ります。</p>
	<p>(保健福祉部 高齢対策課)</p> <p>② キャリアアップの仕組みである介護キャリア段位制度の普及を図るため、「介護プロフェッショナルキャリア段位評価者（アセッサー）講習」の受講を引き続き支援するなど、働きがいのある職場づくりを促進して参ります。</p> <p>(保健福祉部 高齢対策課)</p> <p>介護職が安心して働くことができる職場環境を整備するため、雇用管理改善に取り組む介護事業所の表彰事業を実施するほか、介護事業所の人材育成・定着の取組を認証・評価して、介護職を目指す方に対してわかりやすく示す「とちぎ介護人材育成認証制度」を開始し、介護事業所への働きがいのある職場づくりの支援等により、介護職のイメージ向上に努めて参ります。</p> <p>(保健福祉部 保健福祉課)</p> <p>③ 引き続き、社会福祉施設等の指導監査の実施に当たり、「職員処遇の充実」を重点項目の一つとして、労働関係法規が遵守されているか、人事・労務管理が適切に行われているかについて確認指導して参ります。</p> <p>(保健福祉部 保健福祉課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 II 4 (2) 介護労働者の処遇改善と利用者の状態に応じた介護サービスの安定的な供給</p> <p>介護事業の県内の取り組み状況を把握し、市町に情報提供するとともに、市町の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な補填を行うこと。</p>
回 答	<p>市町における介護予防・日常生活支援総合事業については、各地域の実情に応じて、多様なサービスの充実が図られるよう、市町職員や地域包括支援センター職員の能力向上のための研修会やセミナー等を通じて、先進事例等の情報提供や市町間の情報交換を実施しています。引き続き、県内市町の状況を把握した上で、市町の状況に応じた適切な支援を行って参ります。</p> <p>(保健福祉部 高齢対策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 II 5 (1) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施</p> <p>子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」、環境整備のため以下のこと取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none">① 市町が公表する待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても詳細に調査し、市町単位で明らかにするとともに、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるようにすること。② 病児保育については、医療機関併設型施設への助成拡充や、保育所における病児・病後児保育体制に向けて看護師・保育士の確保や必要な設備を整備すること。③ 事業所内保育、家庭的保育、小規模保育など、地域型保育給付のさらなる整備・充実をはかるとともに、保育の質を確保できる民間企業の保育事業参入を促進し、多様化する保育需要（一時保育等）に対応できるよう必要な措置をはかること。④ 幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。
回	<p>① 県では、各市町の待機児童数及び待機児童に算入しない数（特定園のみを希望等）を公表しています。引き続き、市町と連携し、保育を必要とする児童数を見込んだ上で、保育所等の受入枠を増やしていくとともに、とちぎ保育士・保育所支援センターの活用等による保育士確保策を講じるなど、保育環境の充実に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 こども政策課)</p>
答	<p>② 病児保育については、事業を実施する市町に対して、国の補助制度の活用など、必要な支援を実施して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 こども政策課)</p> <p>③ 地域型保育についても、事業を実施する市町に対して、国の補助制度の活用など、必要な支援を実施し、多様な保育サービスの充実に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 こども政策課)</p> <p>④ 幼稚園教諭・保育士の待遇については、子ども・子育て支援新制度における給付等において改善措置が講じられているところです。県では、これらの措置が確実に実施されるよう、制度の周知等に努めて参ります。また、放課後児童支援員の待遇については、今年度から「放課後児童支援員等資質向上研修」を実施し、経験年数や研修実績に応じた賃金改善を行う「キャリアアップ待遇改善事業」の市町の活用促進を図って参ります。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部 こども政策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 II 5 (2) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施</u></p> <p>近年、小児科や産婦人科においては、深夜勤務などの厳しい労働条件が是正されずに放置されているため、専門医師がいない空白地帯も増えている。産科においては医療訴訟も多く、無過失補償制度も不十分であるため地方における産科医の確保が難しく、里帰り出産が不可能な地方も多い。小児科領域においても診療密度の高度化が要求されるため、診療時間が非常に長くなり、超過労働を強いられており専門医不足に拍車をかけている。については、地域に偏在なく産婦人科医・小児科を確保すること。また、公的支援の対象（高額療養費制度・医療費控除の活用）など各種制度の周知を推進とともに、市町における出産・育児に關わる取り組み支援強化をはかること。</p>
回 答	<p>産婦人科医・小児科医の確保については、とちぎ地域医療支援センターにおいて医師不足状況の把握や病院の医師確保の取組への支援を行うとともに、医師修学資金貸与事業等による医師の養成、臨床研修医確保や若手医師の研修支援等、医師の県内定着の取組に努めているところです。現在、国レベルで医療従事者の需給に関する検討が行われており、必要医師数等の議論も踏まえながら、引き続き医師の養成やキャリア形成支援等に取り組んで参ります。</p>
	<p>（保健福祉部 医療政策課）</p> <p>公的支援等各種制度につきましては、子ども医療費や妊産婦医療費（県）、妊婦健診の公費負担制度（市町）などの周知を図って参ります。</p> <p>また、子育て支援包括支援センターの設置に向けた支援を行うとともに、母子の状態や支援の必要度を正確に把握するための研修会の開催や、県内どこに住んでいても適切な産前・産後ケアが受けられるよう、医療機関等との協力体制の構築に努めるなど、市町における妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援の充実に向けた取組を支援して参ります。</p> <p>（保健福祉部 子ども政策課）</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 II 5 (3) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施</p> <p>安心して子どもを育てられる環境整備の一環としても実施されている子ども医療費助成制度は、県内一律に義務教育終了（中学3年生）まで現物給付となるよう制度の拡充をはかること。なお、国庫負担金の減額調整については行わないよう引き続き国に働きかけるとともに、市町の負担増の一部を県が補填するなどの仕組みを検討すること。</p>
回 答	<p>子ども医療費助成制度は、県民が安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める上で、重要な役割を果たすものであり、これまで、実施主体である市町と連携を図りながら制度の充実に努めてきたところであります。</p> <p>こうした中、各所から要望をいただき、協議検討を進めた結果として、厳しい財政状況にありながらも、平成27年度から現物給付対象年齢を未就学児まで引き上げたところです。</p> <p>今後は、引き上げに係る医療費の動向や各市町における影響等はもとより、県民の皆様の御意見や、県・市町の財政状況など、様々な要素を見極めながら適切に対応して参りたいと考えております。</p> <p>なお、国に対しては、引き続き、国の責任における「子どもの医療に関わる全国一律の制度の創設」を全国知事会等を通じて要望して参ります。</p>
	(保健福祉部 子ども政策課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 II 5 (4) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施</u></p> <p>「子どもの貧困」の解消に向けて、県内すべての子どもの生活実態を調査すること。また、その結果を踏まえ、有識者等による検討の場を設置し、経済的支援や生活支援、関係機関等との連携を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うとともに、次期改定「子ども子育て支援プラン」にも盛り込むこと。</p>
回 答	<p>子どもの貧困に関する実態調査については、今年度、内閣府の交付金を活用し、宇都宮市と小山市において実施が予定されております。</p> <p>県においては、各市町と連携し、困難な状況にある子どもの把握に努めるとともに、現在行われている様々な支援を、支援が必要な子どもや家庭に効果的に届けるための課題等について、教育現場における支援事例等の調査により把握することとしています。</p> <p>これらの取組を通して、関係機関相互が連携した支援体制について検討し、次期改定の「子ども子育てプラン」に反映させていきたいと考えております。</p>
	(保健福祉部 こども政策課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 III 1 (1) 地域産業への支援強化</u></p> <p>第4次産業改革の進展に伴い、すべての産業に起こり得る様々な変化への対応を検討するため、労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発等を支援すること。特に、産業構造の変化に対応した働く者の学びなおしや企業の能力開発に対する支援を強化すること。</p>
回 答	<p>県としては、本県の産業振興施策の基本指針である「とちぎ産業成長戦略」の策定等に当たり、栃木県附属機関に関する条例に基づく県の附属機関であり、公募委員を含めた産学官金労等で構成する「栃木県中小企業振興審議会」を設置し、その答申を踏まえ策定しております。</p> <p>また、県内企業におけるロボットの導入・活用促進、更には拡大するシステムインテグレート市場の獲得を図るため、産業用ロボットとセンサーや周辺設備と組み合わせた一連のシステム構築を担うロボットシステムインテグレーターの育成事業を実施するとともに、I o T等第4次産業革命による技術革新等への対応の要となる県内IT企業における中核的な人材の育成や産学官金連携によるIT人材の確保について支援しております。</p> <p>更に、県内企業におけるI o T等の導入を加速させるため、現場担当者や経営者向けのセミナーの開催、I o T化に関する診断や助言等を行う専門家派遣に加え導入調査に要する経費の一部を助成するなど、IT企業の競争力の強化に併せて県内企業のI o T等利活用を促進し、本県産業の振興及び活性化に取り組んでおります。</p> <p style="text-align: right;">(産業労働観光部 産業政策課)</p> <p style="text-align: right;">(産業労働観光部 工業振興課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 III 1 (2) 地域産業への支援強化</u></p> <p>「県版技能五輪」の創設、および「とちぎ IoT 推進ラボ（仮称）」の設置にあたり、ものづくり産業の根幹を担う人材（離職、求職中を含む）の育成を強化すること。ものづくりの重要性を認識し実感できる初等・中等・高等教育の実施、さらには生涯にわたる技術・技能の習得・継承の促進・支援を通じ、勤労観の確立および県内ものづくり産業の振興につながるよう、以下の諸施策を行うこと。</p> <p>① ものづくり技術・技能の継承はもとより、世代に偏りのない技術・技能労働者の確保と人材育成に向けて、技術・技能評価制度の社会的認知の向上をはかるとともに、熟練技術・技能者が県内で積極的に活躍できる環境整備を行うこと。</p> <p>② ものづくりマイスター制度（若年技能者人材育成支援等事業）等を活用し、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うために、必要な場所・設備等の提供・支援を行うこと。</p> <p>③ ものづくりに関連する業種・職種における高度熟練技術・技能労働者を社会全体の財産と位置づけ、社会的評価を向上させるとともに有効的な活用をはかり、工業系高等学校での技術実習指導や中小企業における技術・技能伝承に対する技能者派遣事業などへの助成を強化すること。</p> <p>④ 若年労働者のものづくり現場への就業意識を高めるため、小学校・中学校段階からものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させるとともに、職場体験学習の機会を増やすこと。また、高校・高専・短大・大学では、インターンシップを単位として認める制度を普及させると同時に、産業界の技術者等の外部講師を積極的に活用するなど、実践カリキュラムを盛り込むこと。</p>
回 答	<p>① 昨年11月に本県で開催された「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」を契機として、県内若年技能者の技能レベルの向上が図られ、また、多くの県民の方が会場を訪れ、全国トップレベルの技能を間近に見たことにより、ものづくりへの関心が大きく高まり、産業人材の裾野の拡大が図られたところであります。これらの大会成果をレガシー（遺産）として継承し、更なる技能尊重気運の醸成や県内ものづくり産業の中長期的な人材の育成及び確保を推進していくため、県では、本年11月に「とちぎものづくりフェスティバル2018」を開催いたします。</p> <p>本フェスティバルにおいては、とちぎマイスターなどの匠の技能実演の場を設け県民の方々にとちぎの優れた技能を紹介する職業・職種紹介コーナーの実施や公開練習会においては、高校生など若年技能者に対する指導を行って参ります。</p> <p>また、技能検定やとちぎマイスターの積極的なPRに努めることにより、技術・技能評価制度の社会的認知度の向上を図っております。</p> <p style="text-align: right;">（産業労働観光部 労働政策課）</p> <p>県としては、県内企業におけるロボットの導入・活用促進、更には拡大するシステムインテグレート市場の獲得を図るため、産業用ロボットとセンサー・周辺機器と組み合</p>

(重点項目回答様式)

わせた一連のシステム構築を担うロボットシステムインテグレーターの育成事業を実施するとともに、IoT等第4次産業革命による技術革新等への対応の要となる県内IT企業における中核的な人材の育成や产学官金連携によるIT人材の確保を図ることにより、IT企業の競争力の強化に併せて県内企業のIoT等利活用を促進し、本県産業の振興及び活性化に取り組んでおります。

回

(産業労働観光部 産業政策課)

県では、ものづくり中小企業等の技術者育成を支援するため、企業の要望やレベルに応じた基礎的・専門的技術開発等に必要な研修を実施しているほか、セルロースナノファイバーなどの新たな技術に関する講習会等を開催しております。

また、生産現場において優れた創意工夫により生産性や品質の向上などに貢献した技術者を対象とした県の表彰制度（創意工夫功労者表彰）を実施し、技術者の意欲高揚を図るとともに、その社会的認知の向上に取り組んでおります。

(産業労働観光部 工業振興課)

② 国の「若年技能者人材育成支援等事業」を受託する栃木県技能振興コーナーと連携を図りながら、高校生や中小企業の若年技能者に対する技能講習等を実施して参ります。また、県が実施する「とちぎマイスター技能向上塾事業」において、県産業技術専門校を会場に同校の設備を活用し中小企業からの多種多様なニーズに沿った技能講習を実施して参ります。

(産業労働観光部 労働政策課)

答

③ 県では、本県の優れた技能者を「とちぎマイスター」として認定し、その社会的評価を高めるとともに、認定者の活動を通じて技能水準の向上や人材の確保・育成を図っております。

さらに、とちぎマイスターなどの優れた技能者の方々を「栃木ものづくり人財バンク」に登録し、登録した技能者に係わる情報は県のホームページで公開するとともに、必要により中小企業等に対して斡旋・紹介を行っております。

また、本年度は、「技能五輪・アビリンピック選手育成強化助成事業」を実施し、技

(重点項目回答様式)

能五輪全国大会及び全国アビリンピックへの参加を目指す選手の育成・強化を図るため、中小企業や高等学校等が実施する技能向上訓練において、外部から技能者を講師として招いた場合等に、経費の一部を助成しております。

(産業労働観光部 労働政策課)

回 ④ 本年11月に開催する「ものづくりフェスティバル2018」において、技能に接する機会の少ない小中学生や高校生等の来場者を対象に、技能に身近に触れる機会を提供するとともにものづくりの素晴らしさをアピールし、技能の重要性について理解を深める為の普及活動イベントを実施いたします。

特に小中学生を対象とした「小・中学生ものづくりコンクール」や「職業体験コーナー」を実施し、ものづくりへの興味・関心を喚起し、職業観を醸成して参ります。

(産業労働観光部 労働政策課)

ものづくりに関する教育について、新しい学習指導要領では、小・中学校の理科や中学校の技術・家庭科（技術分野）など、ものづくりに関係の深い教科を中心に、それぞれの教科の特質を踏まえ学習することとなっています。職場体験学習などの体験活動についても、これまでと同様に、積極的に取り組むこととされています。中学校の技術・家庭科（技術分野）では、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を育成することを目指しており、技術が生活の向上や産業の継承と発展等に貢献していることについて扱うなど、内容の充実を図っております。新教育課程説明会を通して、ものづくりに関する教育について周知し、義務教育段階での授業の充実を図って参ります。

また、県立高校における今年度のインターフィップ推進事業実施校は、普通科、総合学科を含む32校、94学科であり、おおよそ4,650名の生徒が実施予定であります。そのうち、31学科が専門科目の実習等にインターフィップを位置付け、実施しています。

また、キャリア形成支援事業を実施することにより、企業等の人材を外部講師として活用し、専門的な知識・技術を学んだり、社会における自分の役割等について生徒が深く考えたりする機会を充実することで、引き続き、より実践的なカリキュラムの構築に努めて参ります。

(教育委員会事務局 学校教育課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 III 1 (3) 地域産業への支援強化</u></p> <p>東京オリンピック・パラリンピックや栃木国体の開催に向け、国内外から大勢の来客が予想される。そのため、栃木特有の特産物などのブランドづくりを促進し、製造業・小売業における需要増をはかること。また、観光地と商店街の活性化も必要であり、市町と連携し、後継者の継承を含めた人材育成支援ならびに空きホテル・空き店舗の利活用支援に取り組むこと。さらに、「本物の出会い栃木」デスティネーションキャンペーン終了後も観光地と商店街のPR対策の強化・充実をはかること。</p>
回 答	<p>「すべての分野で選ばれるとちぎ」の実現を目指し、「地域資源の磨き上げ」と「戦略的な情報発信」を二本柱とした「とちぎブランド取組方針」に基づき、オールとちぎでの取組を推進しており、「いちご関連商品」の商品開発・販路開拓・PR強化までの一貫した支援や、本県の伝統工芸品のPR・新商品開発の支援、県内のフロンティア企業の認証、認証技術・製品のPRのほか、今年度取り組む栃木発の食ブームにつながる「とちぎならではの食」開発プロモーション等の実施により、本県のブランド力の向上を図り、製造業・小売業における需要増につなげて参る。</p>
	<p>(総合政策部 総合政策課)</p> <p>人材育成については、若年者の職場定着率や企業の経営力向上を目的に、若手及び中堅社員の能力向上及び職場定着のため体系的な研修を実施しているところであります。</p> <p>空き店舗等の利活用については、商店街等の空き店舗を活用した創業支援事業として、市町や商工団体と連携し創業希望者と商店街関係者等とのマッチング支援を行っております。</p> <p>商店街の活性化、PR対策のためには、個々の店舗自らが特色ある店舗経営を行うとともに、商店街や地元の方々が一体となって、地域の魅力を高めるための様々な取組を行うことが重要でありますので、県商店街振興組合連合会などが取り組む、おもてなしの質の向上を図るための研修や次世代を担う若手事業者等を対象とした座学やワークショップの開催などに対する助成メニューを提供するなど、サービス産業の生産性向上の観点から支援を行っております。</p> <p>(産業労働観光部 経営支援課)</p>

(重点項目回答様式)

4月から6月まで開催した「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーンにおける様々な取組の成果をDCレガシーとして継承していくとともに、10月からスタートするJTBグループの国内旅行キャンペーン「日本の旬 北関東」や平成31年春のアフターディスカウント等を活用し、引き続き本県観光地や特産品等のPRに努めて参ります。

(産業労働観光部 観光交流課)

回

答

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 III 1 (4) 地域産業への支援強化</u></p> <p>マイナンバーカードの普及が遅れている状況を踏まえ、国と連携し、啓発ポスターの掲示強化やチラシの配布、学習会の開催など普及促進をはかること。また、マイナンバーカードの利活用による地域経済活性化策である「地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクト」に積極的に参加し、自治体ポイント制度の充実やシステム整備をはかること。</p>
回 答	<p>マイナンバーカードについては、昨年度、県内市町と協調して「マイナンバーカード取得促進キャンペーン（H29.11.13～H30.3.31）」を実施し、PRポスターの掲示やチラシの配布等により普及促進を図っております。</p> <p>また、「地域経済応援ポイント導入による好循環プロジェクト」については、他県や県内市町の動向を見ながら検討して参ります。</p>
	(経営管理部 行政改革推進室)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 III 2 (1) 県財政の健全化</u></p> <p>中長期的な財政再建・健全化を目指すため、本格的な人口減少・超少子高齢社会に突入することを前提とし、税収基盤の強化を進めるとともに、社会保障、教育、環境、防災、地域活性化など県民のくらしに直結した歳出項目へ予算配分を重点化すること。また、基盤的財政収支の黒字化に向けた具体的な道筋を県民に示し、県民理解を促進すること。</p>
回 答	<p>「とちぎ行革プラン2016」に基づき、行政コストの削減や県税徴収率の向上による歳入の確保等に取り組み、中期的な視点に立った安定的な財政運営を目指すとともに、「とちぎ元気発信プラン」や「とちぎ創生15戦略」に掲げた施策の更なる推進を図るほか、県民生活に関わる緊要な課題等にも的確に対応して参ります。</p> <p>今後とも、基礎的財政収支の黒字を維持できるよう、財政健全化の取組を継続して参ります。</p>
	(経営管理部 財政課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 III 2 (2) 県財政の健全化</p> <p>公共事業について、雇用創出、地域経済活性化および老朽化した社会インフラの再整備に資するもので、福祉型社会において不可欠なサービス部門や通信、防災、省エネ化などの生活基盤強化につながり、経済効果も大きい事業を中心に重点化すること。</p>
回 答	<p>道路・河川などの公共土木施設については、施設ごとの長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検・診断を行うとともに、従来の事後保全から予防保全への転換を図りながら、計画的かつ効率的な修繕・更新に努めて参ります。</p> <p>また、災害の発生を未然に防止するための防災対策についても、優先度等を踏まえ、計画的かつ効果的な対策に努めて参ります。</p> <p>(県土整備部 交通政策課) (県土整備部 道路保全課) (県土整備部 河川課) (県土整備部 砂防水資源課) (県土整備部 都市整備課) (県土整備部 住宅課)</p>
	<p>林業の成長産業化に資する林道の整備を推進するとともに、老朽化した治山・林道施設の長寿命化等によるインフラの再整備の計画的な実施に努めているところです。</p> <p>また、近年多様化している山地災害により被災した森林の早期復旧及び治山事業の推進による森林防災機能の向上に努めて参ります。</p> <p>(環境森林部 森林整備課)</p> <p>農村地域の活性化を図るために、農業を力強い成長産業へと進化させていく必要があります。このため、担い手への農地の集積・集約化や水田を活用した土地利用型園芸の産地づくりを積極的に推進しているところであり、農地の大区画化や排水条件の改善、老朽化した農業水利施設の更新整備など、地域の状況に即した農業農村整備事業を着実に推進して参ります。</p> <p>(農政部 農村振興課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 III 3 (1) 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の推進</u></p> <p>メガソーラー以外の再生可能エネルギーの推進、蓄電設備と併用した再生可能エネルギーのハイブリッド化、CO₂低減を意識した化石燃料の高効率利用、分散型エネルギー・システムならびにスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型ライフスタイル・ワークスタイルの普及に向け積極的に支援すること。 とりわけ、エネルギー節約対策としてヒートポンプ技術を活用し、低価格を実現している栃木県産の産業用・家庭用「高効率給湯器」の普及拡大に向け、助成強化をはかること。</p>
回 答	<p>県では、エネルギーの安定供給や分散化、さらにはCO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量削減に向け、太陽光をはじめ、水力、バイオマスや地中熱等の地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用や省エネ設備の導入等の促進を図っているところです。</p> <p>具体的には、中小企業において、再生可能エネルギーを活用した事業用発電設備の導入に対する低金利融資のほか、空調・給湯等ヒートポンプ式熱源装置、ガスコーチェンレーシヨンシステム、BEMSなどの省エネ設備へ更新等する場合に、省エネ診断や低金利融資、助成等の支援に加え、日光霧降アイスアリーナへの太陽熱利用設備など、再エネ・省エネ設備の県有施設への率先導入により県民への理解促進を図っております。</p> <p>また、省エネ・低炭素型の製品への買換、サービスの選択、ライフスタイルの転換など、「賢い選択」を広く県民に働きかけを行うため、昨年5月、県と市町で共同宣言を行い、「COOL CHOICE とちぎ」県民運動を展開しています。</p> <p>なお、高効率給湯器に対する補助については、県では平成21年度から3年間一般住宅に対して実施してきましたが、市場価格の低下や設備導入への理解が得られたことなどから、補助事業を終了しております。</p> <p>今後とも、中小企業のニーズを踏まえた支援などにより、高効率設備の普及拡大を図って参ります。</p> <p>(環境森林部 地球温暖化対策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 III 3 (2) 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の推進</u></p> <p>日本初のエネルギー地産地消対策である「とちぎふるさと電気」の普及拡大に向け、栃木県として県内企業へ積極的にPRをはかること。また、「とちぎふるさと電気」の収益により実施する環境保全事業は、内容によって更に販売促進に繋がることが期待できるため、購入する企業にとって有益かつ効果的な使途メニューの充実をはかること。</p>
回 答	<p>「とちぎふるさと電気」は、公営の水力発電を活用したエネルギーの地産地消としては国内初の電気料金メニューであり、東京電力エナジーパートナー(株)（以下「東電EP」という。）と県がともに創設したものです。</p> <p>現在、リーフレットを活用して企業に周知を図るとともに、県ホームページ上で購入企業を紹介するなどのPRを行っているところです。県としては今後とも、普及拡大に向け、東電EPと協力して更なるPRに努めて参ります。</p>
	<p>（企業局 電気課）</p> <p>県では、当該電気料金メニューで得た収益金を、地域貢献に資する環境保全事業等に活用することとしています。今年度は再生可能エネルギー熱利活用促進事業及び低炭素社会づくり促進事業への充当を予定しているところです。</p> <p>来年度以降についても、購入する企業からの収益金が、しっかりと地域貢献策と結び付き、県民へとちぎふるさと電気の効果をPR出来るように事業メニューを検討して参ります。</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 III 3 (3) 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の推進</u></p> <p>大規模災害対策の一貫として、栃木県内全重要防災拠点への非常用発電機の設置ならびに燃料備蓄や蓄電設備の設置に加え、自立運転可能（常用防災兼用）コーポレート・エネルギー・ソリューションシステムの導入など、重要防災拠点の更なる災害対策を強化すること。</p>
回 答	<p>重要な防災拠点である県の本庁舎及び地方合同庁舎については、災害時に維持すべき機能を勘案しながら、非常用発電機、蓄電池、蓄電池付き太陽光発電システム等の整備を行っているほか、燃料については、タンクの備蓄が切れる場合に備え、災害時応援協定による燃料供給体制を整備するなど、災害時の停電対策に万全を期しております。</p> <p>（県民生活部 危機管理課）</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 III 3 (4) 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の推進</u></p> <p>電気自動車ならびにP H V等を含んだ蓄電システムの利活用によるホームエナジーの普及促進を目的に電気自動車購入ならびに栃木県産の急速充電装置設置への助成制度の更なる充実をはかること。</p>
回 答	<p>平成22年度から28年度にかけて充電設備の設置に対する補助を行い、現在の県内設置基数は、急速充電器156基、普通充電器343基と着実に普及を図って参りました。</p> <p>今年度は、電気自動車ならびにP H Vの購入及び充電設備の設置に対する長期・低利の資金融資により中小企業を支援して参るとともに、エコキーパー事業所認定制度において、事業者が行うE V利用推進に係る取組を評価の一つに加えたところです。また、電気自動車の展示会等を通じて蓄電システムのP Rにも努めて参ります。</p>
	(環境森林政策部 環境森林政策課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 IV 1 (1) 安心・安全な社会とまちづくりの推進</u></p> <p>交通施設の整備について、「栃木県の都市計画」やまちづくり、交通機関ごとの役割分担、既存施設の活用、効率化と利便性向上、自然環境への配慮を重視して、以下のこと取り組むこと。</p> <p>① 納税者・利用者への説明責任、地域住民の安全確保および自然環境への配慮を重視して推進すること。併せて、整備事業に対する事後評価制度の導入も検討すること。</p> <p>② 鉄道施設や道路について、老朽化し安全上問題のある橋梁やトンネル等の構造物に対し、危険度を把握し優先順位をつけて効果的に整備すること。また、危険な場所の把握や作業者の安全確保支援としてICT活用を推進し、民間事業への支援も含め早急に対策を講ずること。</p>
回 答	<p>① 交通施設の整備については、県は事業主体となる市町及び交通事業者と連携し、県民・市民への情報発信、丁寧な説明、地域住民の安全確保及び自然環境への配慮に努めて参ります。なお、事後評価制度の導入については事業主体の判断に委ねております。</p> <p style="text-align: right;">(県土整備部 交通政策課)</p> <p>② 橋梁やトンネルなどの公共土木施設については、施設ごとの長寿命化計画に基づき、メンテナンスサイクル（点検、診断、措置、記録）を継続的に実施し、施設の長寿命化と併せ、ライフサイクルコストの縮減を図ることとしており、優先度等も踏まえ、計画的かつ効率的な修繕・更新に努めて参ります。</p> <p>また、県内第三セクター鉄道については、国、関係自治体及び鉄道事業者と連携しながら、鉄道輸送の安全・安心確保に向けた取組の支援に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(県土整備部 交通政策課)</p> <p style="text-align: right;">(県土整備部 道路保全課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 IV 1 (2) 安心・安全な社会とまちづくりの推進</u></p> <p>宇都宮市と芳賀町が進めている「LRT整備事業」については、2018年3月20日、国土交通省より次世代型路面電車（LRT）整備事業の工事施行が認可され、県においても3月22日に必要となる都市計画事業の認可を行った。連合栃木はこれまで、市民合意の在り方や、地域における事業説明、平石地区の安全対策等について県へ要請してきたが、十分な対応が得られていないことから、以下の課題を早急に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none">① LRT整備に対する財政支援は、県民の税金が投入されることから県民の理解促進に努めること。② 宇都宮市に対し、整備区域内関係者をはじめ住民への丁寧かつ真摯な説明を行い、引き続き市民合意が得られるよう強く働きかけること。③ 本県は、全国的に見て交通事故多発県である傾向から、交通安全の確保は不可欠であり、地域のくらしの安心・安全確保を第一とし、諸問題・課題を抱えたままで事業を推進しないこと。④ 宇都宮東地域における交通渋滞解消の一貫として、暫定供用中の「板戸大橋」の早期4車線化運用を推進すること。
回 答	<p>① LRT事業について、県民の理解促進を図るため、県民の日のイベントや道の駅など県内各所での巡回パネル展示の機会、県ホームページ等を活用しながら、公共交通の重要性やLRT整備の効果、事業の進捗状況、工事中の安全で円滑な交通確保するための取組等に関する情報発信を行っております。</p> <p>今後とも、宇都宮市・芳賀町と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、事業の効果や重要性について、丁寧に説明して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(県土整備部 交通政策課)</p> <p>② 市では、これまで、11回のオープンハウス開催や大規模商業施設にオープンスクエアを設置して、広く情報発信を行うとともに、4巡に渡り、沿線5地区でのLRT事業説明会を実施してきました。町でも同様の取組を行ってきました。</p> <p>また、個別訪問により不安や疑問を解消する取組を繰り返し行うことや、地区別の用地説明会を開催し、用地取得の進め方について、丁寧に説明を行っており、約9割を超える方々から用地測量への協力意向をいただいていると聞いております。</p> <p>これらの取組を通して、事業への理解は着実に進んでいる一方で、一部の方の理解が未だ得られていないことも聞いており、引き続き、両市町には丁寧な説明に取り組んでいただくよう、県からも働きかけて参りたい。</p> <p style="text-align: right;">(県土整備部 交通政策課)</p>

(重点項目回答様式)

③ LRT事業の安全対策として、両市町では、県道区間の全線に、乱横断防止柵設置、軌道敷のカラー舗装、信号処理による右折車とLRTの分離、交差点部における軌道誤進入防止施設の設置等を予定しており、安全性の向上に努めしていくと聞いております。これらの対策でも不足があるようであれば、必要に応じ、さらなる安全対策を講じることを両市町に求めて参りたい。

回

(県土整備部 交通政策課)

④ 板戸大橋を含む県道宇都宮向田線（通称：宇都宮テクノ街道）平出板戸工区については、地域からの早期整備の要望や事業の工程見直しにより、開通を平成31年春に前倒し、暫定2車線で開通予定であります。

今後も、渋滞が著しい県道下岡本上三川線など主要交差点について、付加車線を追加するなど積極的に渋滞対策を図って参りたい。

なお、板戸大橋の4車線化については、多額の予算を要することから、着手時期など詳細な検討が必要であると考えております。

(県土整備部 道路整備課)

答

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 IV 1 (3) 安心・安全な社会とまちづくりの推進</u></p> <p>交通のシビルミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、市民生活に必要不可欠な地域公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線を維持・確保すること。特に、中山間地域においては、高齢化や人口減少などの影響により、買い物や通院など生活関連サービスへのアクセス環境が後退しないよう、地域の実情を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や宅配サービスの展開等、事業者などと連携をはかりつつ問題の解決に向けた対応策を検討・実施すること。</p>
回 答	<p>市民生活に必要不可欠な地域公共交通については、市町が主体となり、交通事業者や地域住民等と連携しながら、各地域ごとに異なる様々な課題に対応し、それぞれの地域におけるまちづくりと一体となった公共交通の維持・充実を図っていくことが必要と考えております。</p> <p>県としては、路線バスや市町による生活交通に対する運行費補助を行うとともに、第三セクター鉄道に対しても、施設整備や経営安定化のための補助を行っております。</p> <p>また、中山間地域等の公共交通空白地に対し、地域住民やNPO法人が自家用有償旅客運送制度を活用して移動手段を確保する地域共助型生活交通の導入に向けたガイドラインを作成し、市町や地域住民等に活用いただく考えであります。</p> <p>今後とも、栃木県生活交通対策協議会等を通じて市町や交通事業者等と連携し、様々な課題に対して協議・調整を図るなど、地域の公共交通の維持・充実に向けた市町等の取組を積極的に支援して参ります。</p>
	<p style="text-align: right;">(県土整備部 交通政策課)</p> <p>県では、主に中山間地域対策として、平成28年度から「小さな拠点づくり支援事業」を実施し、地域住民が将来にわたり住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活に必要なサービスの確保、地域交流の場や地域資源を活用した仕事の創出等に取り組む市町をソフト・ハード両面から支援しております。引き続き、地域の実情を踏まえた安心・安全な地域づくりが促進されるよう市町と連携して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(総合政策部 地域振興課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 IV 1 (4) 安心・安全な社会とまちづくりの推進</u></p> <p>現在、70歳以上の高齢者に義務付けられている運転免許更新時の「高齢者講習」などの予約が取りにくく、3～4ヶ月待ちの状況が続いている。さらに75歳以上の方は、「高齢者講習」前に認知機能検査の受検が義務付けられ、免許更新に時間を要する。70歳以上の運転免許所有者が年々増加する中、近隣の指定自動車教習所から離れた教習所を案内されるなど、十分な受入れ体制が整っていないため、更新期限に間に合わせず免許を失効してしまう恐れがある。早急に制度変更の周知徹底とともに、教習所の受入れ体制の対策を講じること。</p>
回 答	<p>認知機能検査や高齢者講習を円滑に実施するため、教習所における認知機能検査等の予約状況を把握した上で、予約に空きがある教習所に振り分ける対応を行っているほか、運転免許センターにおいても認知機能検査等を一部実施しております。また、早期の予約申込みを促すため、ポスター、チラシ、新聞、ラジオ、警察のウェブサイトなどの各種広報媒体を活用した広報活動を行っております。</p>
	(警察本部 運転免許管理課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 IV 1 (5) 安心・安全な社会とまちづくりの推進</u></p> <p>低燃費・低排出ガス車および次世代自動車などの環境対応車への総合的な普及促進対策を講じるとともに、次世代自動車に関するインフラ整備を戦略的に推進すること。特に、電気自動車普及促進については、ガソリンスタンド減少への対応、ランニングコストの低減、二酸化炭素排出量の低減、さらにはEV電池を非常用電源とする防災対策などが十分見込まれるため、栃木県独自の助成制度の充実をはかること。</p>
回 答	<p>次世代自動車については、これまで継続的に展示会や試乗会を開催し、県民への普及啓発に努めてきており、新車販売台数に占める次世代自動車の割合は年々着実に増加しているところです。</p> <p>EVについては、観光地域への電気自動車や充電インフラ整備等への補助制度等により普及推進して参ったところであり、今年度、エコキーパー事業所認定制度において、事業者が行うEV利用推進に係る取組を評価の一つに加えたところです。</p> <p>また、FCVについては、「とちぎFCV普及促進研究会」の提言（平成30年3月）を参考とし、FCVの普及に向けた施策を展開して参ります。</p> <p>今後とも、環境負荷低減のみならず、災害対応力向上やエネルギーセキュリティ向上に向けて、次世代自動車の普及に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">（環境森林部 環境森林政策課）</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 IV 1 (6) 安心・安全な社会とまちづくりの推進</u></p> <p>多発化・深刻化する風水害時の対応について、情報が錯綜しないよう、住民、地域の消防団や地域コミュニケーション組織、民間企業などと連携し、発災時には特性の違う複数の手段により被害状況を収集・集約・精査するとともに、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関へ逐次情報の共有をはかること。また、高齢者や障がい者でも容易に情報通信機器を利用できるユニバーサルデザイン機器の開発支援を行うこと。</p>
回 答	<p>災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するためには、被害の状況を正確に把握することが非常に重要であることから、県では、防災関係機関からの情報収集に加え、住民や消防団等からの情報についても、市町や消防本部、県警察を経由し情報を得ているところです。</p> <p>また、収集した情報については、迅速な支援につなげるため、防災関係機関等と情報の共有を図っております。</p> <p>今後とも、防災関係機関等と連携強化を図るため、適切な情報の収集や共有化に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(県民生活部 危機管理課)</p> <p>県内で大規模な災害が発生した際に、道路の啓開活動や河川の水防活動等の現場において、公共土木施設の復旧作業等の応急対策を円滑に遂行するため、復旧作業等に直接関わる組織があらかじめ必要事項の調整を行うことを目的とする、栃木県・国土交通省・自衛隊・建設業協会による「大規模災害時における公共土木施設の復旧体制に関する連携会議」を設置し、相互連携の強化を図っております。</p> <p style="text-align: right;">(県土整備部 河川課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 IV 1 (7) 安心・安全な社会とまちづくりの推進</u></p> <p>今後30年以内に大きな地震が発生する確率が高いと予想されていることや、近年多発する大型台風の襲来、局地的な風水害の著しい増加・大規模化、さらに、一部の火山活動の活発化など、災害を止めるることは不可能である。巨大地震、台風や集中豪雨などの風水害に備えるとともに、災害に強い県土づくりに向け、今後の災害による人的・物的被害を軽減するための減災対策を強化すること。</p>
回 答	<p>県では、栃木県地域防災計画を策定し、災害へ備えるため、県民の意識高揚、応急活動体制の整備や各種ハード面の対策など県、市町、防災関係機関、県民等が対応すべき基本的な事項を定めております。</p> <p>今後とも、大規模災害の教訓等を踏まえて、地域防災計画の内容の充実を図り、本県の防災・減災対策を推進して参ります。</p>
	<p>(県民生活部 危機管理課)</p> <p>県では、「県土づくりプラン2016」に基づき、災害の発生を未然に防止する道路・河川・砂防等社会資本の防災対策や、災害発生時においても可能な限り被害を低減させる河川の堆積土・立竹木の除去等の減災対策、及び住宅や多くの人が利用する大規模建築物の耐震化の促進等に取り組んでおります。</p> <p>また、県民の安全・安心の確保を図るため、防災情報の収集・発信・伝達等災害時に迅速な対応ができる防災体制の強化に努めております。</p> <p>今後とも、増大する災害リスクに対応し、県民の生命や財産を守るため、ハードとソフトが一体となった「災害に強い県土づくり」を推進して参ります。</p> <p>(県土整備部 道路整備課)</p> <p>(県土整備部 道路保全課)</p> <p>(県土整備部 河川課)</p> <p>(県土整備部 砂防水資源課)</p> <p>(県土整備部 建築課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 V 1 (1) 食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成</u></p> <p>日本国内における年間の食品廃棄量等は、約2,842万トン。このうち、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、まだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」は約646万トンにも上っている。食料資源の循環の観点から、食育や消費者教育の推進、3分の1ルールの見直しを含めフードチェーン全体の連携強化の支援を通じて、食品ロス・廃棄の削減を推進すること。</p>
回 答	<p>県をはじめとするとちぎ食育推進連絡会の構成団体(33団体)において、食品ロス削減に向けた普及・啓発を行うほか、とちぎ食育応援団による出前講座や学校給食における農業者と児童・生徒との交流活動などを通して、食の大切さを伝えて参ります。</p> <p>(農政部 農政課)</p> <p>消費期限・賞味期限については、食品の特性、品質変化の要因や原材料の衛生状態、製造・加工時の衛生管理の状態等の当該食品に関する知見や情報を有している食品関連事業者が、科学的・合理的な根拠に基づいて適切な期限を設定するよう、引き続き指導して参ります。</p> <p>(保健福祉部 生活衛生課)</p>
	<p>現在、県では、とちぎ食べきり15（いちご）運動を展開し、食品ロス削減に効果的な取組や県民への普及啓発を進めています。</p> <p>また、府内関係課で構成するWGを設置し、食品ロス削減の促進に向けた取組について検討を進めているところです。</p> <p>今後とも、食品の製造から消費にかかる、事業者、県民、行政が相互に連携協力し、食品ロス削減への取組を強化することで、限りある資源を有効に利用する循環型社会づくりを推進して参ります。</p> <p>(環境森林部 環境森林政策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 V 1 (2) 食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成</u></p> <p>農山村の地域資源を活かした6次産業化など、農林水産業の成長産業化と地域の活性化を戦略的に推進し、農山村・農林水産業の多面的機能のさらなる発揮を促進すること。「栃木県農業白書（2016年度版）」に基づき、農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保を重点的にはかり、戦略的に競争力のある農業を実現すること。</p>
回 答	<p>栃木県農業振興計画「とちぎ農業“進化”躍動プラン」において、リーディング・プロジェクト「農村資源を生かした地域の創生」を掲げ、そば、エゴマ、とうがらし、茶、こんにゃくなど農山村地域ならではの特色ある農産物の生産振興や、これらの農産物を活用した6次産業化商品等の開発・販売のほか、都市住民を地域に呼び込む取組等を支援し、農山村・農林水産業の多面的機能のさらなる発揮に努めております。</p> <p>また、リーディング・プロジェクト「次代を担う農業人材の確保」に基づき、県内及び都内における就農相談会の開催や、農業施設・機械等の遊休経営資源のマッチング、発展段階に応じた経営セミナーの開催等により、新規就農者の確保・参入支援・育成に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、こうした取組を積極的に展開し、本県農業の担い手の確保・育成を行い、競争力を強化して参ります。</p>
	<p>(農政部 農政課)</p> <p>(農政部 農村振興課)</p> <p>(農政部 経営技術課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 V 1 (3) 食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成</u></p> <p>森林・林業・木材産業の発展のため策定した「とちぎ森林創生ビジョン(2016年3月版)」は中間年度にあたるため、実現に向けた取り組みを強化し、残された課題を的確に捉え着実に実行すること。</p>
回 答	<p>「とちぎ森林創生ビジョン」の目標達成に向けて、毎年、施策の進捗状況及び設定した各種指標の点検・評価を行っており、年度目標値を設定した19の指標における平成29年度の実績は、概ね順調です。</p> <p>引き続き、計画期間内での目標達成に向け、川中・川下のニーズに応えられる川上の強化（素材生産力向上・事業体育成・就業者確保）、森林の持つ公益的機能の維持向上、特用林産物の安全安心な生産体制整備やさらなる消費拡大への支援、捕獲担い手の確保・育成に努めて参ります。</p>
答	(環境森林部 環境森林政策課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 V 1 (4) 食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成</p> <p>現代病として近年大きな問題となっている花粉症対策として、花粉の少ない少花粉品種苗の開発・植栽の拡大、花粉の少ない森林への転換、花粉の飛散防止など花粉発生源対策をはかり、人にも生物多様性にも優しい森林づくりを推進すること。</p>
回 答	<p>県民の約4割が罹患している花粉症対策に資するため、県では少花粉スギ苗用の採種園造成や、造林作業の省力化等のメリットがあるコンテナ苗を生産する施設整備への支援を進め、少花粉スギ苗の安定的な供給体制の確立に取り組んでおります。</p> <p>また、循環型林業の基本となる皆伐・再造林の計画的な実施による持続的な森林経営を推進しており、再造林に際して少花粉スギ苗を積極的に活用し花粉発生源対策を図るとともに、森林の公益的機能の発揮と、生物多様性の保全に努めて参ります。</p>
	<p>(環境森林部 森林整備課)</p> <p>(環境森林部 林業木材産業課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 V 1 (5) 食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成</u></p> <p>農林水産業や生態系に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣の捕獲数は、ここ10年間で約4倍に増えているものの農作物の被害額が減っていない現状にある。獣害対策の指導者である鳥獣管理士の配置、鳥獣害対策地域リーダーの育成、有害鳥獣捕獲の担い手として若手ハンターを養成するなど、関連する行政とともに有効な対策を主体的に計画・実施すること。また、生物の生息環境に配慮した森林管理を行うこと。</p>
回 答	<p>野生鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、県ではこれまで、各市町の地域協議会が実施する、鳥獣被害防止に向けた推進活動として、研修会の開催、ワナの購入、集落ぐるみの侵入防止柵の設置に対して支援してきたところであります。</p> <p>こうした取組に加え、近年、ハクビシンによる園芸作物の被害が急増していることから、本年度から、農家を対象としたハクビシン対策の基本的な知識を学ぶ講習会の開催や、地域ぐるみでの効率的な対策モデルの構築支援等を行っております。</p>
	<p>(農政部 経営技術課)</p> <p>本年度、野生鳥獣による被害防止対策を一層推進するため、各環境森林事務所管内を単位として県内5地域に地域鳥獣被害対策連絡会議を設置しました。市町をはじめ、農林業関係団体や獣友会等の関係機関・団体と協力し、被害状況等の情報共有や各構成員の連携強化を図るとともに、捕獲担い手の確保育成のほか、侵入防止柵設置など市町の被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組の底上げ、隣接市町が連携して行う広域的・効果的な捕獲の検討など、地域の実情を踏まえた対策を推進して参ります。</p>
	<p>(環境森林部 自然環境課)</p> <p>生物の生息環境に配慮した森林管理については、とちぎの元気な森づくり県民税を活用して里山林の整備を進めるなど、野生動植物の生息・生育環境にも配慮した多様な森づくりを推進して参ります。</p>

(環境森林部 森林整備課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 V2 (1) 健全な消費社会の実現に向けた消費者政策の推進</u></p> <p>ライフステージに応じた消費者の自立や倫理的な消費行動につながる幅広い消費者教育について、関係部局と連携し、県政出前講座や学校教育などを通じて、計画的かつ確実に実施すること。併せて、社会問題化するような消費者による労働者（学校・行政を含む）への悪質クレームや暴力が発生しないよう、人権尊重と倫理的な消費行動を促すプログラムの実施、ポスターの作成・掲示、TV広告による情報発信等の啓発活動を推進するとともに、市町に対しても必要な支援を行うこと。</p>
回 答	<p>「ライフステージに応じた消費者教育・啓発」については、県消費者教育推進計画を兼ねた「栃木県消費者基本計画」の基本方針の一つに掲げ、様々な機会において体系的な施策を実施しております。</p> <p>特に、学校における消費者教育については、成年年齢引下げを見据え、教育委員会等との連携のもと、出前講座や啓発資料の配付、教員向け研修等を実施して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(県民生活部 くらし安心安全課)</p> <p>消費者からの不当な要求により悩みを抱える労働者に対しては、産業カウンセラーによる「働く人のメンタルヘルス相談」を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">(産業労働観光部 労働政策課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 V2 (2) 健全な消費社会の実現に向けた消費者政策の推進</p> <p>民法の改正により成年年齢の引き下げが行われた場合、新たに成年となる18歳、19歳の知識・経験の不足に乘じた悪徳商法・詐欺的消費被害の増加が指摘されているところであり、関係部局と連携し防止・救済するための対策を講じること。被害の未然防止のため、学校教育における十分な消費者教育を行うこと。また、被害に遭いやすい高齢者、障がい者などに配慮し、消費者情報の提供、注意喚起の徹底、撃退機器の普及促進をはかるとともに、相談体制を強化すること。併せて、悪意のある事業者に対する規制強化や違法行為への罰則強化など、法的対応を強化するよう国に求ること。</p>
回 答	<p>成年年齢引下げに伴う消費者被害の防止については、施行時に新たに成人となる生徒を中心に、消費生活に必要な知識や消費者問題の対処法が身につけられるよう、教育委員会等と連携し、出前講座の実施や啓発資料の配布、教員向け研修の開催などを実施して参ります。</p> <p>また、高齢者や障がい者等の消費者被害の防止については、今後とも、マスメディア等を活用した注意喚起や消費生活センターの周知に努めるとともに、民生委員等の関係団体と連携し、身近で見守る方を対象とした研修会の実施やハンドブックの配布等を実施して参ります。</p> <p>さらに、相談体制の強化については、相談の最新事例を題材とした相談員研修等を通じて、時代に即した相談体制の強化を図って参ります。</p> <p>加えて、消費生活センターにおいて受けた相談が法改正の基礎資料となるため、国民生活センターが統括する消費生活相談データベースへの適切な登録を行うことにより、法的対応強化の一翼を担って参ります。</p>
	<p>(県民生活部 くらし安心安全課)</p>
	<p>消費者教育については、学習指導要領に基づき家庭科や社会科を中心に学校教育における様々な教育活動で実施されております。家庭科や公民科などにおいては、契約や金融などの消費生活に関する知識を習得させるとともに、自立した消費者としての実践的な能力の育成に取り組んでおります。その際、小・中・高等学校を通じて系統的に学びを深めていくことが大切であり、特に高等学校においては、今後も外部人材等の活用を図りながら、適切な意思決定に基づく責任ある消費行動がとれるよう消費者教育をより</p>

(重点項目回答様式)

一層充実して参ります。

(教育委員会事務局 学校教育課)

学校等の関係機関・団体と連携し、被害に遭うおそれのある生徒等に対して各種講話や広報啓発活動を通じ、被害防止教育の推進に努めて参ります。

回

(警察本部 少年課)

特殊詐欺被害防止については、消費生活センター等の関係機関と情報を共有しながら、高齢者に重点をおいた防犯講話や広報啓発活動を実施するとともに、撃退機器の貸出事業を通じて普及促進を図っております。

(警察本部 生活安全企画課)

消費生活センター等の関係機関団体と連携して、若者が被害に遭いやすい悪徳商法・詐欺的消費被害の手口や端緒情報の把握に努め、悪質事案に対する取締りと被害拡大防止や回復のための対策を強化しております。

(警察本部 生活環境課)

(警察本部 捜査第二課)

答

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 VI 1 (1) 住民の積極的な県政参画に向けた議会改革と仕組みづくり</p> <p>議会改革の一環として、県議会の各種委員会は、住民の誰もが内容を知ことができ るシステムをつくり、住民に説明責任が果たせる体制を整備すること。また、住民が議 会に関心を持ち、誰もが県政に参画できるよう、公聴会制度の柔軟な運用など住民が直 接意見を述べられる機会を拡充し、住民の意見が県政に反映される仕組みづくりに取り 組むこと。</p>
回 答	<p>本県議会では、開かれた議会を目指して、本会議をはじめ委員会等の傍聴について周 知に努めるとともに、これらの会議録を議会ホームページに掲載するなど、積極的な情 報発信・広報活動に取り組んでおります。</p> <p>また、県民の声を県政に反映させる重要な制度である請願・陳情について、パンフレ ットや広報紙等、様々な媒体を通じて周知を図っているところです。</p> <p>今後とも県民の負託に応える身近な県議会を目指し、取組を推進して参ります。</p>
	(議会事務局 政策調査課)

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 VI2 (1) 地方版行政レビューの実施</p> <p>すべての自治体において、行政における事業の見直しや無駄の排除に向け、事業仕分けや国が行っている行政レビューに相当する取り組みを実施すること。</p>
回 答	<p>栃木県重点戦略「とちぎ元気プラン」及び本県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略」を着実に推進するため、P D C Aサイクルを活用した行政評価手法を導入し、取組の効果検証や改善を図り、より効果的に施策を展開しております。</p> <p>(総合政策部 総合政策課)</p> <p>昨年度、イベントの廃止・縮小等、事務事業の見直しに取り組んだところであり、今年度も「栃木県庁働き方改革プロジェクト」の一環として、「仕事の選択と集中」や「プロセスの効率化」等の取組を進めております。</p> <p>(経営管理部 行政改革推進室)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 VI 3 (1) 質の高い公共サービスの提供と公正ルールの確立</u></p> <p>指定管理者制度、業務委託などによる行政サービスが増大する中、業務の質を高め住民がより良い公共サービスを受けられるよう、また、地域労働・経済環境の適正化、地域経済の活性化をはかるためにも、公契約条例を制定すること。制定に向け、早急に課題の解決を推進すること。</p>
回 答	<p>賃金等の労働条件については、労働基準法や最低賃金法をはじめとする労働関係法令を遵守した上で、労使間で自主的に決定することが原則であることや、条例化により発注者によって賃金に差が生じること等による労務管理上の問題や実効性を確保する上の課題も指摘されており、他県においても、慎重な意見が数多く見られるところです。</p> <p>また、平成27年3月の参議院予算委員会において、内閣総理大臣から「賃金等の労働条件は、最低賃金法等の関係法令に違反しない限りにおいて労使が自主的に決定することとされており、また、予算の効率的な執行を図ることも重要である。最低賃金法等とは別に、法律により賃金等の基準を設けることについては慎重な検討が必要である。」との答弁がなされているところです。</p> <p>こうしたことから、今後とも、事業者に対し関係法令の遵守を求めるとともに、適正価格による契約など公正かつ適正な契約制度の運用に努めながら、引き続き、国の契約制度の動きや公契約条例に係る他県の動向を注視し、情報の共有に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(産業労働観光部 労働政策課)</p> <p style="text-align: right;">(環境森林部 環境森林政策課)</p> <p style="text-align: right;">(農政部 農村振興課)</p> <p style="text-align: right;">(国土整備部 監理課)</p> <p style="text-align: right;">(会計局 会計管理課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 VI 3 (2) 質の高い公共サービスの提供と公正ルールの確立</u></p> <p>公契約条例の検証、検討については、働く者の立場を代表する労働組合も参加した審議会を設置し、その内容を公開すること。条例施行後は、適切に運用されているか定期的にチェックすること。併せて、公契約の締結にあたっては、雇用・労働条件を守るために、労働条件下限額の規定について、建設・工事関係にとどまらず、業種や職種別に整備するとともに、「労働条件審査」を導入すること。</p>
	<p>労働条件については、労働関係法令を遵守した上で、労使間で自主的に決定することが原則であることや、条例化により発注者によって賃金に差が生じること等による労務管理上の問題や実効性を確保する上での課題もあることから、国の契約制度の動きや、公契約条例に係る他県の動向を注視して参ります。</p>
回 答	<p>(産業労働観光部 労働政策課)</p> <p>(環境森林部 環境森林政策課)</p> <p>(農政部 農村振興課)</p> <p>(県土整備部 監理課)</p> <p>(会計局 会計管理課)</p>
	<p>県が各種契約を締結するにあたっては、適切な仕様に基づき適正に設計・積算を行っています。特に工事の労務費については、実態調査を行い、適正な労務単価を設定しております。</p> <p>今後とも、事業者に対し関係法令の遵守を求めるとともに、適正価格による契約など公正かつ適正な契約制度の運用に努めて参ります。</p> <p>(環境森林部 環境森林政策課)</p> <p>(農政部 農村振興課)</p> <p>(県土整備部 監理課)</p> <p>(県土整備部 技術管理課)</p> <p>(会計局 会計管理課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 VI 4 (1) 公正・公平な公務労働の実現</p> <p>すべての臨時・非常勤職員の勤務実態と労働条件を明らかにし、本来任期の定めのない常勤職員が従事する業務には、常勤職員を配置すること。</p>
回 答	<p>新たな非常勤職員制度の創設など、地方公務員を取り巻く環境の変化等に適切に対応していくよう、臨時・非常勤職員の業務内容等を十分に吟味した上で、常勤職員が従事することが適當な業務には、常勤職員を配置するよう検討を進めて参ります。</p> <p>(経営管理部 人事課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 VI 4 (2) 公正・公平な公務労働の実現</p> <p>恒常的な業務に従事しているにもかかわらず、雇用更新年数の上限が設けられている非常勤職員については、雇用の安定をはかる観点から上限を撤廃し、継続雇用に努めること。</p>
回 答	<p>非常勤職員の更新については、公務への参画・就労の機会を住民に広く平等に与える視点に立ちながら、業務の内容や雇用情勢等に応じて、決定しているところです。</p> <p>今後も、少子化の進展に伴う若年労働力の減少等が予想されることから、新たな非常勤職員制度とあわせて検討して参ります。</p> <p>(経営管理部 人事課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 VI 4 (3) 公正・公平な公務労働の実現</p> <p>地方公務員法、地方自治法の一部改正により新たに位置づけられる一般非常勤職員について、①現在の労働条件の低下を招くことなく処遇改善を行うこと、②賃金の決定は、職務経験・内容に応じ、前歴換算、昇給など適切に取り扱うこと、③期末手当はすべての職員に支給すること、④期末手当の支給など処遇改善にかかる財源を確保すること。</p>
回	<p>非常勤職員の勤務条件等については、今般の法改正の趣旨を十分に踏まえるとともに、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適切な人員配置に努め、職務の内容や責任の程度等に留意して、検討して参ります。</p> <p>(経営管理部 人事課)</p>
答	

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 VI 5 (1) 教育環境の質的向上</u></p> <p>学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めるため、管理者のマネジメントの徹底、ＩＣＴやタイムカードなどによる勤務時間の把握とこれを集計するシステムの構築をはかること。また、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針および計画を策定するとともに、教職員の業務総量を削減するため業務量の上限規制を行うこと。業務量の増大は教職員のメンタルヘルス不調の一因でもあることから、働き方の見直しの中で、労働安全衛生管理体制の整備と実効性のあるメンタルヘルス対策に取り組むこと。</p>
回 答	<p>県教育委員会では、今年度、外部有識者や教育関係者からなる「栃木県公立学校業務改善推進委員会」を設置し、勤務実態に関するアンケートの分析結果に基づき、時間外勤務削減の目標値、管理職のマネジメント、業務改善に向けた具体的な方策などについての意見をいただきながら、学校における働き方改革を推進するプランを策定して参ります。また、勤務時間把握するシステムの構築についても検討して参ります。</p> <p>(教育委員会事務局 総務課)</p>
回 答	<p>労働安全衛生管理体制の整備及びメンタルヘルス対策については、法令に基づく体制の整備及び研修・相談事業など各種取組を行ってきたところですが、働き方の見直しに合わせ、より実効性のあるものとなるよう、取組の充実に努めて参ります。</p> <p>(教育委員会事務局 学校安全課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 VI 5 (2) 教育環境の質的向上</p> <p>教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、学校現場の多忙化の解消を進めること。①教職員定数の拡充や学級規模の縮小などの教育環境を整備すること。②夏季休業中等、各学校の判断により学校閉庁日を設定できるよう支援し、教職員の休日増加をはかること。③事務負担軽減のための事務補助員を雇用すること。④中学校の部活動については、補習等のための指導員等派遣事業補助金を活用し、教員O B ・ O Gを指導員として配置するなど早急に対応すること。</p>
回	<p>① 教職員の配置については、義務教育標準法に基づいた定数に加え、国から配当される加配定数により配置しております。教職員定数の拡充については、今後も引き続き、義務教育標準法の改正や加配教員の増員を国に対して要望して参ります。</p> <p>また、学級規模の縮小については、今年度、小学校第4学年において35人以下学級を導入したところです。小学校第5学年・第6学年における35人以下学級の実現については、すでに実施している学年の状況や効果等を検証した上でその導入について検討するとともに、国に対しては義務教育標準法の改正による学級規模の縮小を引き続き要望して参ります。</p>
答	<p>(教育委員会事務局 教職員課)</p> <p>② 栃木県公立学校業務改善推進委員会の中で、教職員が休みを取りやすくなるよう学校閉庁日の議論も進めて参ります。</p> <p>(教育委員会事務局 教職員課)</p> <p>(教育委員会事務局 総務課)</p> <p>③ 事務負担軽減のための事務補助員として、例えばスクール・サポート・スタッフが考えられます。その導入により、教員の負担が軽減し、教員が子どもと向き合う時間が増えるという効果が期待されています。一方、スクール・サポート・スタッフを効果的に活用するためには、業務の内容やそれに応じた適切な配置数を検討する必要があります。スクール・サポート・スタッフの導入については、教員の負担軽減策の一つとして、今後も引き続き研究して参ります。</p>

(重点項目回答様式)

	<p>(教育委員会事務局 教職員課)</p> <p>④ 現在、専門的な知識や技術を有する「運動部活動補助員」を、競技経験や指導経験が少ない教員が顧問となっている県内公立中学校や高等学校運動部に派遣しております。</p> <p>中学校の部活動指導員の配置については、既に導入している都道府県や宇都宮市の先行事例を参考に、市町教育委員会と連携しながら本県の中学校の要望等を考慮し、その在り方について検討して参ります。</p> <p>(教育委員会事務局 スポーツ振興課)</p>
回	
答	

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p><u>番号 VI 5 (3) 教育環境の質的向上</u></p> <p>いじめの早期発見・早期対応に取り組み、学校からいじめを一掃すること。学校内に相談専門の窓口を設け、スクールカウンセラーの週2回の配置を促し、スクールソーシャルワーカー配置支援費を増やすなど、いじめなどの問題に対応しやすくなるよう支援すること。</p>
回 答	<p>いじめについては、「栃木県いじめ防止基本方針」において、定期的なアンケートや教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え早期発見に努めるとともに、いじめが確認された場合には、いじめられた児童生徒等の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うよう規定し、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう県をあげて取り組んでおります。</p> <p>また、スクールカウンセラーについては、中学校を拠点校として配置し、その活用を図っているところであり、平成31年度の中学校全校配置に向け、配置率の低い地区へ優先的に配置するなど、拠点校・対象校の計画的な配置拡充を進めております。</p> <p>併せて、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置し、重大な学校事故への対応の他に、スクールカウンセラーの配置されていない学校に対しても支援できるようしております。</p> <p>スクールソーシャルワーカーについては、平成20年度の3名から段階的に増員し、現在、スーパーバイザーを含め11名を配置し、関係機関と連携を深めてきており、今後も、その活用の仕方や配置の在り方については、現在の事業を展開していく中で、より良い方法を検討して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会事務局 学校安全課)</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会事務局 学校教育課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 VI 5 (4) 教育環境の質的向上</p> <p>性の多様性を学び、L G B Tへの理解を深めるため、教職員の意識改革が図れるよう各校の学習計画にL G B Tに関する教育を盛り込むよう指導すること。生徒、その保護者に対しては、N P O法人等民間の機関を活用し、出張授業等を実施すること。また、S O G I (Sexual Orientation and Gender Identity) に起因する差別的な言動、いじめが生じないよう教職員を対象とした研修を実施すること。</p>
回 答	<p>教職員を対象に、L G B Tなど性的マイノリティへの正しい理解を図るため、指導者用リーフレットを配布し、周知しています。また、「性的マイノリティの理解と対応のための研修会」を開催し、人権の視点から望ましい支援体制等について情報交換を行っています。</p> <p>児童生徒に対しては、学習資料「人権の窓」を活用した授業を推進するとともに、教職員にその活用例やワークシートを提供し、性的マイノリティにかかわる人権問題について正しい理解を図るための指導の充実に努めています。</p> <p>また、人権教育指導者一般研修等、各種取組を通じて、多様な性の在り方への正しい理解や肯定的な環境づくりを図り、S O G I に起因する人権にかかわる問題に対応していきます。</p> <p>引き続き、人権の大切さや差別のない望ましい人間関係の醸成を目指して、発達の段階に即した人権教育の推進に努めて参ります。</p> <p>(教育委員会事務局 総務課)</p>

(重点項目回答様式)

要 求 と 提 言	<p>番号 VI 5 (5) 教育環境の質的向上</p> <p>国際化・情報化社会に適応でき、持続可能な社会の発展を担える人材育成のために、小学校からの I C T 教育の充実と、情報モラルや情報セキュリティなど教育機関のインターネットリテラシーのさらなる強化をはかること。</p>
回 答	<p>将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要であることから、栃木県教育振興基本計画2020に位置付け、その育成に取り組んでいるところです。</p> <p>I C T を活用した情報教育の推進については、小学校、中学校、高等学校において、タブレット端末を効果的に活用した授業の充実を図るために、総合教育センターにおいて、「タブレットを活用した実践事例」を作成し、配布及びWebサイトでの掲載を行っております。また、I C T 活用研修を実施することで、タブレット端末の活用について教員の理解を深めております。引き続き、教員研修の在り方や外部人材の協力なども含めた効果的な活用方法を研究して参ります。</p> <p>情報モラルや情報セキュリティに関する教育については、学校の I C T 活用事例に関する調査研究を実施し、情報モラル資料やネットトラブル事例集などを作成しており、これらを有効に活用してインターネットのリテラシーについての充実を図って参ります。</p> <p>(教育委員会事務局 学校教育課)</p>